

評決結果への対応一覧(独立行政法人)

※「評決結果」については、主なものを抜粋(1名のみの評決については省略)している。

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
国立健康・栄養研究所	1-①	事務・事業(調査研究)	・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【4人】	生活習慣病の予防を効率的に推進するため、 ①研究組織の見直しを行い、個人の生活習慣を決定する要因及び生活習慣病予防の環境整備に関する研究を推進する。 ②情報部門の見直しを行い、国及び地方自治体に対し、科学的根拠に基づく情報の提供、施策の提言を行うとともに、国民にも分かりやすい情報提供に努め、国民の健康づくりを推進する。 ※具体的には ①糖尿病等の生活習慣病について、個人の遺伝素因や生活スタイルを反映した予防法の確立と普及 ②「運動ガイドライン」、「食事摂取基準」策定に向け、科学的根拠の収集 ③高齢者、子供を対象とした食事・栄養摂取状況の調査と食育の方法論などの確立と普及 ④地域住民等を対象とした栄養疫学調査、国民健康・栄養調査等の関連研究 など
	1-②	事務・事業(健康増進法に基づく業務)	・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【3人】	特別用途食品の試験業務について ・民間検査への移行促進の観点から、検査法の標準化等に取り組む。 ・コストに見合った手数料水準に是正
	1-③	事務・事業(栄養情報担当者(NR)制度)	・事業そのものを廃止【3人】 ・事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施【2人】	NR制度に当該研究所が関与しないことを前提に第三者機関への事業の移管を行う。 ただし、以下の点について留意が必要となるため、検討を行う。 ①国の通知によるアドバイザースタッフの習得事項を満たす科学的な水準の維持と中立・公正な制度運営の確保 ②既に資格を有している者の活動や養成講座受講生などの資格取得に支障を来さないよう配慮

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
	2	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・他独法との統合・移管【3人】 ・更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)【2人】 	1. 他独法との統合 「研究開発法人のあり方の検討(文部科学省、内閣府)」や「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方(平成22年6月18日行政刷新担当大臣)」の動向も踏まえつつ、他の研究開発型独立行政法人との統合を行い、業務の効率化、合理化を図る。 2. 組織のスリム化 管理部門における業務の効率化を行い職員(現役出向者)1名を削減 3. 余剰資産などの売却(18万円) 公用車1台の売却
	その他			特になし
労働安全衛生研究所	1	事務・事業(労働安全衛生に関する調査研究)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【4人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理部門の人員を削減する(▲3人) ・国からの財政支出については、経費の節減、施設整備計画の見直し、組織のスリム化により▲4,700万円 ・外部研究資金の獲得額の向上に向け、目標を設定して取り組む。 ・省庁を超えた共同研究の実施、連携の強化に取り組む。
	2	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・他独法との統合・移管【4人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)医薬基盤研究所及び(独)国立健康・栄養研究所との統合等による効率化を図る。
	その他			特になし
勤労者退職金共済機構	1	中小企業退職金共済事業	<ul style="list-style-type: none"> ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【5人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な加入促進等(大都市への集約化、実績の高い団体の積極的活用、稼働率が高い所以外の相談コーナーの廃止) ・未請求問題への対応(退職時の被共済者の住所把握等の効率的な取組) ・業務の一体的な運営の推進(資産運用とシステム運用の一体化、清退共と林退共の業務運営の一体化) ・資産運用の透明性の確保(資産運用検討委員会等の会議資料・議事要旨のホームページ掲載) ・基幹的業務に係る補助金の4600万円削減(システムオープン化による運用コストの削減等)

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
	2	組織・運営体制	・更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)【5人】	・平成25年度までに、22年度の職員数から少なくとも10人程度削減 ・役員を1人削減(平成23年10月から) ・本部ビルの耐用年数を経過した時点での売却・移転 ・宿舍を全廃して、土地(現物または売却代金)の国庫納付について協議中
	その他			特になし
高齢・障害者雇用支援機構	1-①	事務・事業(高齢者雇用支援業務)	・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【3人】 ・事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施【2人】	・地方業務の委託方式の廃止に伴う効率化(▲6.9億円)
	1-②	事務・事業(障害者職業センターにおける職業リハビリテーション)	・改革案が妥当【4人】	・21年4月から地域障害者職業センターの業務となった助言・援助業務を推進し、地域の就労支援機関における障害者支援を促進。 地域センターは当該機関では対応困難な障害者を重点とする業務運営を更に加速 ・地方業務の委託方式の廃止に伴い、地域障害者職業センター業務と併せて効率化 ・地域センター公用車の軽自動車への転換 144台の1/3(▲約14百万円) ・地域センター事務集約化により事務担当職員の削減 47人[16年度]→33人[22年4月]→27人[23年4月]
	1-③	事務・事業(障害者職業能力開発校)	・改革案が妥当【4人】	・運営費交付金算定ルールに基づき、一般管理費、人件費、業務経費を節減し、効率化を図る。
	1-④	事務・事業(障害者雇用納付金制度に関する業務)	・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【2人】 ・改革案が妥当【2人】	・地方業務の委託方式の廃止に伴う効率化(▲5.8億円)

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
	2	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)【4人】 ・改革案が妥当【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員OB関連…理事長:新法人発足時に公募 職員:新法人発足までに解消 ・(独)雇用・能力開発機構からの業務移管時に20人削減し、その後3年以内に組織・人員の効率化を進め、更に管理部門の1割(19人)以上の削減に取り組む。 ・東京本部を幕張本部に移転することによる合理化 ※高齢・障害・求職者雇用支援機構(仮称)への移行後に必要な改修作業を実施し、速やかに移転 ・人件費の削減(地域手当の引下げにより、ラスパイレス指数(地域・学歴勘案)を平成22年度に100以下とする。)
	その他			特になし
福祉医療機構	1-①	事務・事業(福祉貸付、医療貸付、福祉医療経営支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案が妥当【4人】 ・事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施【2人】 ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【2人】 	<p>効率的かつスピーディーな貸付等利用者サービスの更なる向上のため、以下の見直しを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貸付のスピーディー化と効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・資金貸付時の審査期間の更なる短縮 ・資金貸付時の申請書類の更なる簡素化に向けた検討 2 融資相談の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画の早期段階からの的確な融資相談に応じ、必要な見直しの提案、助言等に努める。 3 利用者のニーズへの対応、有事の対応等の機動性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・有事対応・機動性の強化 ・小規模組織に対する資金需要の支援の強化 ・社会医療法人に対する資金需要の支援の強化
	1-②	事務・事業(年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業そのものを廃止【4人】 ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【2人】 ・改革案が妥当【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業利用者の実態把握及び代替措置となり得る他制度の現状把握を行いつつ、事業の廃止に向けた検討を進め、年内を目途に検討結果を取りまとめる。

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
	1-③	事務・事業(福祉保健医療情報サービス(WAMNET)事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案が妥当【4人】 ・事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施【2人】 ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・医療に関する行政情報は、国・自治体が担う業務であり、重複して掲載する必然性がないため廃止する。
	1-④	事務・事業(退職手当共済事業・心身障害者扶養保険事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案が妥当【9人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き適切な制度運営に努める。
	2	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)【5人】 ・改革案が妥当【3人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・(ヒト)管理部門の再編等による管理職ポストの削減 ▲5名 ・(モノ)全職員宿舎(98戸)、公庫総合運動場の売却 ▲26.69億円(簿価額) ・(カネ)WAMNET事業の見直し、管理職ポストの削減等による運営費交付金の削減 23年度▲1.73億円、24年度更に▲2.07億円
	その他			特になし

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
	1-①	事務・事業(労働政策研究)	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案が妥当【3人】 ・事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施【2人】 ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【2人】 	<p>・労働行政を取り巻く情勢の変化に迅速・的確に対応し、労働行政の適確な企画・立案にこれまで以上に貢献するため、平成22年度から新たに次の2つの取組を実施。</p> <p>なお、下記1. の実施に際しては、法案作成など緊急の調査ニーズを逃すことのないように、機構所管課において、各部局の調査ニーズの把握を年度ごとから四半期ごとに改めた上で、これを基に政策統括官と機構理事長が意見交換し、緊急調査の実施を決定する仕組みを新たに設ける等、更なる見直しを実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急の政策課題に的確に対応した調査・分析 部門横断のプロジェクトチームを設置し、厚労省からの緊急の研究要請に対し短期・集中で成果を出す調査・分析の仕組みを創設(取組例:①未就職卒業者についての緊急調査、②リーマンショック後の日系人の就労状況に関する緊急調査)。 2. 労働政策の事後評価に資する調査・研究 主要な労働政策の実施状況や政策効果についての調査研究等を実施し、労働政策のPDCAサイクルに資するための調査研究を新たに実施(取組例:①改正パート法の政策評価のための調査、②非正規労働者の能力開発とジョブカード有効活用のための調査研究)。

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
労働政策研究・研修機構	1-②	事務・事業(労働行政担当職員研修(労働大学校))	<ul style="list-style-type: none"> ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【3人】 ・改革案が妥当【3人】 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働大学校での中央研修の合理化 労働大学校で実施している研修のうち、都道府県労働局等において実施可能な研修について、都道府県労働局等に移管する。 2. 貧困・困窮者支援における福祉との連携など新たな雇用対策に対応した職員研修 貧困・困窮者支援や若年者支援の強化といった新たな雇用対策に対応して、求職者の住居・生活支援に関する相談への対応などハローワーク職員の研修を強化。ハローワーク職員の資質を高め、行政サービスの質を向上させる(取組例:①労働に隣接する分野(福祉分野)に関する知識も含めた貧困・困窮者に対する総合相談についての科目を新設、②若年者雇用問題の最新状況・研究成果を教授するとともに、実践的な若年者支援の演習(「若年者就職サポート演習」等)を行う。) 3. 厚生労働省関係の研修の集約化 厚生労働省関係の他の施設で実施されている研修の労働大学校への集約化を図ることにより、労働大学校の土地・建物の有効活用を図る。
	2	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)【5人】 ・他法人との統合・移管【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理担当職員の削減(H22:118名→H23:114名 ▲4名) ・霞ヶ関事務所の廃止 ・厚生労働省関係の他の施設で実施されている研修の労働大学校への集約化を図ることにより、労働大学校の土地・建物の有効活用を図る。(再掲)
	その他		/	<ul style="list-style-type: none"> ・国から財政支出の削減(H22:27.7億円→H23:26.2億円 ▲1.5億円) ・キャリアマトリックスについて、機構の事業としては廃止の上、厚労省に運営を移管 ・高校生への就職関係副読本、労働関係図書・論文表彰の賞金を廃止 ・資料センターでの図書の購入の縮減 など ※キャリアマトリックスの見直しに伴い、国の事業であるキャリアモバについても廃止(▲0.4億円:H24年度) ※高校生への就職関係副読本の廃止に伴い、国の事業である高校生への就職関係副読本の印刷・配布についても廃止(▲0.1億円:H23年度)

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
雇用・能力開発機構	1-①	事務・事業(職業能力開発総合大学校)	・事業そのものを廃止【3人】	<p>・職業訓練指導員の育成を担う、職業能力開発総合大学校の在り方については、労働政策審議会における議論を踏まえ、相模原校を廃止し、小平校へ集約するとともに、一律4年の長期訓練(4年生訓練)や再訓練を見直し、コストパフォーマンスの向上を図ることとしている。具体的には民間企業経験者や工科大学の卒業生で企業に採用された者等を対象としたハイレベル訓練(仮称)や、全国の職業訓練指導員向けのスキルアップ訓練(1年に1回)を実施する方向で検討している。</p>
	1-②	事務・事業(職業能力開発促進センター・職業能力開発大学校)	・事業そのものを廃止【2人】	<p>・ポリテクカレッジやポリテクセンターについては、希望する都道府県には受け入れやすい条件を整備した上で、その機能維持を前提に移管することとしている。</p> <p>・ポリテクカレッジやポリテクセンターにおいては、民間では実施困難なものづくり訓練を実施している。ただし、雇用のセーフティネットとしての離職者訓練に限っては、迅速に必要な職業訓練を確保するため、民間で実施可能な職業訓練については民間教育訓練機関等に委託して実施しているが、これについても、定型化した委託訓練について、都道府県への移管を進めている。</p>
	2	組織・運営体制	<p>・更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)【3人】</p> <p>・廃止【2人】</p>	<p>・雇用・能力開発機構を廃止し、高齢・障害・求職者雇用支援機構に職業訓練業務を移管するに当たっては、徹底した組織のスリム化を図り、職員数を3,588人(平成22年度)から3,095人(※)(平成23年度)に、約14%の大幅削減(493人削減)を行うこととしている。</p> <p>※都道府県への職業能力開発促進センター等の移管が行われればさらに職員が削減される。</p> <p>・職業訓練業務を移管後の高齢・障害・求職者雇用支援機構においては、ユーザーである労使の代表が法人の意思決定に参画する運営委員会や、都道府県単位で地域の労使の代表等から訓練ニーズを把握するための協議会を設置する等により、ニーズを踏まえた効率的な運営を行うこととしている。</p>
	その他			特になし

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
労働者健康福祉機構	1-①	事務・事業(労災病院事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施【2人】 ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【2人】 	<p><1-① 労災病院事業> <2 組織・運営体制> 評価結果を踏まえ、労災病院へのガバナンスを強化しつつ、事業の効率化と機能強化を図る。</p> <p>【削減額】 労災病院の運営・施設整備に国費の投入はない。</p> <p><ガバナンスの強化> 個別の各病院との協議等において、労災病院の果たすべき役割、機能等(じん肺、アスベスト、振動障害等の予防、早期発見、治療等への対応など)を指示するなどの取組を行っており、これを更に強化するとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算、人事、給与の本部主導(中央集権的に)による実施 ・労災に関する政策医療に対する評価と改善(BSC(バランススコアカード)を活用したPDCAによる評価と改善) ・経営改善会議(本部月2回開催)等を通じた病院の経営指導の徹底 ・緊急時の労災病院グループによる医師派遣の調整 ・医師、看護師等を対象とした本部の統一的な研修の実施 <p>など具体的に進めることとしている。</p> <p><本部主導による取組></p> <p>○調達の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品の積極的な導入 ⇒平成23年度に購入金額ベースで15.0%導入(平成23年度目標) ▲6.5億円 ・病院情報システム調達に係る競争性向上 ⇒基幹システムの更新時期を合わせることや、コンサルタントを介在させること等により競争性を高める。▲4.6億円(平成22年度見込み) <p>○人件費削減(給与カーブのフラット化) ⇒関係者と調整済(給与カーブのフラット化を促進) 平成25年度までに▲18億円</p> <p>○本部職員の減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部管理部門を平成23年度▲5人(▲46百万円) <p>○役員公募の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年10月から行政OB役員数の解消(3人 → 0人) <p><病院の再編等> 労災病院については、平成19年12月の閣議決定「独立行政法人整理合理化計画」を受けて、平成22年度末を目途に、個々の病院ごとに、政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、必要な措置を講ずることとしている。検証の結果、地域医療計画や近隣の国立病院との連携状況も踏まえて、適切に対応していきたい。</p>
	2	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)【3人】 ・改革案が妥当【2人】 	<p><本部主導による取組></p> <p>○調達の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品の積極的な導入 ⇒平成23年度に購入金額ベースで15.0%導入(平成23年度目標) ▲6.5億円 ・病院情報システム調達に係る競争性向上 ⇒基幹システムの更新時期を合わせることや、コンサルタントを介在させること等により競争性を高める。▲4.6億円(平成22年度見込み) <p>○人件費削減(給与カーブのフラット化) ⇒関係者と調整済(給与カーブのフラット化を促進) 平成25年度までに▲18億円</p> <p>○本部職員の減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部管理部門を平成23年度▲5人(▲46百万円) <p>○役員公募の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年10月から行政OB役員数の解消(3人 → 0人) <p><病院の再編等> 労災病院については、平成19年12月の閣議決定「独立行政法人整理合理化計画」を受けて、平成22年度末を目途に、個々の病院ごとに、政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、必要な措置を講ずることとしている。検証の結果、地域医療計画や近隣の国立病院との連携状況も踏まえて、適切に対応していきたい。</p>

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
	1-②	事務・事業(労災リハビリ作業所など労災病院事業に関連する事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡【2人】 ・改革案が妥当【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・1施設廃止(平成23年度末) ・残る作業所も入所者の退所先を確保しつつ順次廃止
	1-③	事務・事業(産業保健推進センター事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施【3人】 ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【2人】 	<p>○産業保健推進センター事業 評価結果のとおり、産業保健推進センター事業の効率化を図る。 【削減額】平成22年度予算 3,074百万円 → 平成23年度要求 2,882百万円 ※平成25年度までに、平成22年度比940百万円の削減。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度から、専門的・実践的な研修、助言等の業務に特化するとともに、窓口を設置しての相談業務は廃止し、事業の重点化、効率化を図る。 ・関係者と調整を図り、平成23～25年度までに47拠点を1/3程度まで順次集約化し、併せて、交付金の縮減(▲9.4億円)、職員の削減(150人→89人▲61人)を図る。 <p>○小規模事業場産業保健活動支援促進助成金業務 評価結果のとおり、平成22年度をもって新規の申請の受付を終了する。事業の廃止(平成21～22年度に申請した事業者には支給期間(3か年)終了後廃止。 【削減額】平成22年度予算 69百万円→ 平成23年度要求 28百万円 ※平成23年度に制度廃止予定。</p> <p>○自発的健康診断受診支援助成金業務 評価結果のとおり、平成22年度をもって廃止した。 【削減額】平成22年度予算 23百万円 → 平成23年度要求 0円</p>
	1-④	事務・事業(未払賃金の立て替払事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施【2人】 ・改革案が妥当【2人】 	<p>機構で引き続き事業を継続するが、大型倒産事案については、担当管財人と事前に調整を行うなど、立替払いの迅速化に努め、より効率的な運営を図る。</p>
	その他			特になし

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
	1-①	事務・事業(国立病院における診療事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案が妥当【5人】 ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【3人】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金の削減【23年度概算要求】 ・ 診療事業に係る運営費交付金(49億円)のうち、国の医療政策上特に体制確保が求められている救急医療、周産期医療及び災害医療に充てられる費用を除き、30億円を削減 ※運営費交付金(診療事業):75億円(21年度)→49億円(22年度)→19億円(23年度概算要求)
	1-②	事務・事業(臨床研究事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案が妥当【8人】 	特になし
	1-③	事務・事業(教育研修事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案が妥当【7人】 	特になし
	1-④	事務・事業(入札改革)	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案では不十分【5人】 ・改革案が妥当【3人】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約の徹底した適正化【22年度実施】 ・ 契約監視委員会の指摘事項を踏まえ、原則一般競争入札化、競争性・公正性・透明性の確保、一者応札・一者応募の解消に向けた徹底した取組を進めていく→これまでの取り組みに加えて、以下の項目を実施 1) 契約監視委員会の指摘内容を全病院に通知し、より一層の適正な契約事務の遂行を指示 2) 随意契約(少額、緊急性のあるものを除く)について、その契約事由の妥当性を各病院の契約審査委員会の審議を経て、更に本部の契約監視委員会で事前審議を実施 3) 前回一者応札及び前回落札率100%契約についても契約監視委員会において事前審査を実施 4) 入札説明会に参加しながら応札しなかった業者に対して追跡調査を実施し、原因究明に努力 ○ 調達コストの一層の削減【23年度実施予定(医療機器)】 ・ 共同入札で購入する医薬品リストの見直し、共同入札対象とする医療機器の機種拡大等に取り組み、診療事業等に要する費用のさらなるコスト削減を図っていく

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
国立病院機構	2	組織・運営体制	<p>・更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)【7人】</p>	<p>○ 非公務員化【法改正後、23年度移行予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5万人規模の国家公務員の削減(一般職の国家公務員の約15%) ・ 非公務員化のメリットを最大限活かした地域医療への貢献、病院運営 <p>○ 非公務員化後の機構のガバナンス強化が図れるよう、国との人事交流のあり方の見直し【非公務員化に併せて実施予定】</p> <p>※ 公務員OB1名の役員ポストの改選にあたっては、21年度より公募を実施しているが、今後の改選時も引き続き公募を実施</p> <p>○ 国の再編成計画に基づく病院の統廃合を着実に実施【26年度の善通寺病院・香川小児病院の統合をもって完了】</p> <p>(参考)61年再編成計画当初(236病院)→16年度独法移行時(154病院)→22年現在(144病院)</p> <p>○ 個々の病院毎の総合的検証、自治体等地元関係者や患者の状況を踏まえながら、中長期的視点に立って、病院の機能や規模についての必要な見直しを行っていく【継続的に実施】</p> <p>○ 再編成計画により、廃止した7病院の跡地を、現物により国庫納付(57億円(簿価))【改正独法通則法の関係法令整備後に実施予定】</p> <p>※上記により、22年度政府出資金1,956億円を23年度に1,899億円に削減</p> <p>○ 国時代長期債務の共同負担等のための拠出金率を現状3%から2.4%へ引き下げ、業務見直しによる本部・ブロック事務所職員数の更なる縮減。本部・ブロック事務所の運営に係る経費についても国時代と比して▲44.1%(▲24.1億円)の30.6億円となっている。</p> <p>→ 各病院との調整、組織改編、人事異動等を伴うため、23年4月に実施予定</p>
		その他		<p>○ 運営費交付金で措置されている国期間分の退職給付債務(347億円)の一部を他独法と同様の取扱いとすることにより、180億円を国からの直接払いに移行【法改正後、非公務員化に併せて実施予定】</p>

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
医薬品医療機器総合機構	1-①	事務・事業(審査関連業務(医薬品))	<ul style="list-style-type: none"> ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【4人】 ・改革案が妥当【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの完全解消に向け、中期計画に沿って、人員増等の審査関連業務の拡充を図る。 ・関係企業等のニーズを踏まえた相談体制の充実を図る。(「医薬品・医療機器薬事戦略相談推進事業」を「元気な日本復活特別枠」で要望)
	1-②	事務・事業(審査関連業務(医療機器))	<ul style="list-style-type: none"> ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【4人】 ・改革案が妥当【2人】 	同上
	1-③	事務・事業(安全対策業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案が妥当【4人】 ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【2人】 	・中期計画に沿って、人員増等の安全対策業務の拡充を図る。
	1-④	事務・事業(健康被害救済事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案が妥当【5人】 	特になし
	2	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)【4人】 ・改革案が妥当【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパー職員のキャリア・パス、現役出向の在り方、民間との人事交流の活性化等を検討するため、理事長直轄の外部有識者会議を設置する。 ・課長級以上の職員のうちのプロパー職員の割合を、4年以内に、50%以上にする。 ・職員の意見を聴く会等理事長と職員の直接意見交換の場の充実、目安箱の設置等
	1-①	事務・事業(基盤的技術研究)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【3人】 ・事業そのものを廃止【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の重点化等による規模縮減 ・難病など、民間では実施できない分野に特化し、重点化する。
	1-②	事務・事業(生物資源研究)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の重点化等による規模縮減 ・ヒューマンサイエンス振興財団(HS財団)との共同による事業(細胞分譲)を廃止し、基盤研が自ら実施する。 <p>※移管の具体的な方法については、研究者への分譲に影響が出ないよう留意しつつ、本年度中を目処に検討</p> <p>※行政刷新会議の評決結果に対応した改革案としている。</p>

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
医薬基盤研究所	1-③	事務・事業(研究開発振興事業(基礎研究推進事業・希少疾病用医薬品等開発振興事業))	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施【3人】 ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究推進事業については、来年度より新規募集分を国で実施する。 ・希少疾病用医薬品等開発振興事業については、政府における研究開発独法のあり方の論議等も踏まえ、今後の事業の実施体制を引き続き検討する。また、有識者会議等により助成額等の評価基準を作成し、国のガバナンス強化を図る。
		事務・事業(研究開発振興事業(実用化研究支援事業))		<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度から廃止する。 ※資金回収が見込める既契約分のみ経過的に実施。 ※行政刷新会議の評決結果に対応した改革案としている。
	1-④	事務・事業(承継事業(出融資事業)【経過事業】)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業そのものを廃止【4人】 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止する。 ※既出融資のみ経過的に実施。
	2	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・他独法との統合・移管【4人】 ・更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰財産、組織など)【2人】 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他独法との統合 研究開発法人のあり方の検討も踏まえつつ、他の研究開発型の独立行政法人との統合を行い、業務の効率化、合理化を図る。 2. 組織のスリム化 ①業務効率化や事業の見直しにより、管理部門を含めた職員4名を削減する。 ②国家公務員OBである役員(非常勤監事1名)について、次期改選時(平成23年3月末)に公募による選任を実施する。 3. 余剰資産などの売却(74.8億円) 薬用植物資源研究センター和歌山圃場を土地売却(約1.8億円)及び旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構から引き継いだ資産(約73億円)を国庫返納する。
		その他		特になし

評決結果への対応一覧(特別民間法人等)

※「評決結果」については、主なものを抜粋(1名のみの評決については省略)している。

法人	項目	評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
	<p>1 事務・事業(療養の給付等に係る審査・支払業務)</p>	<p>・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【4人】</p>	<p><手数料額について></p> <p>1 業務効率化のための新たな計画を策定 平成22年度前半を目途に、平成23～27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」を策定する。 ※「支払基金サービス向上計画(案)」(年内確定に向けて9/30に公表、関係者と調整中。)</p> <p>2 保険局「審査支払機関の在り方に関する検討会」において検討 厚生労働省保険局「審査支払機関の在り方に関する検討会」において、①組織の見直し、②競争の促進、③業務の効率化・民間参入の促進を検討(22年4月、公開)し、22年内(を目途)に検討課題に関する議論を一巡させる。 →改革に着手できる事項は順次実施。</p> <p><査定率の支部間格差について></p> <p>1 支部間差異の解消 基金の「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」の報告書(22年3月公表)を踏まえ、支部間差異の解消に取り組む(統計的データを活用した実績の評価等)</p> <p>2 支部間差異のサンプル調査を分析し、原因・対策を検討 基金「検討会」で実施した21年9月審査分の支部間差異サンプル調査(福岡/山口/千葉)を分析(22年度前半まで)し、原因・対策を検討</p> <p>3 基金の分析結果については厚生労働省保険局「検討会」において検証 基金の分析結果については、厚生労働省保険局「審査支払機関の在り方に関する検討会」において公開で検証(22年内)</p>

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
社会保険診療報酬支払基金	2	組織・運営体制	<p>・更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)【3人】</p>	<p>1 役員の公募 ・平成22年8、9月の役員改選に厚生労働省から要請のあった5代連続して厚生労働省出身者が就任している役員(理事)については公募(6/21~7/20、一部再公募中9/17~10/12)。 ・厚生労働省出身者が就任している監事についても平成22年9月の改選時に公募を要請(22年5月)、公募(6/21~7/20、再公募中9/17~10/12)。</p> <p>2 人件費の見直し ・厚生労働省として、国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう、最終的にラスパイレ指数を100となるよう要請。 ・平成23~27年度を対象期間とする「支払基金サービス向上計画(案)」(年内確定に向けて9/30に公表、関係者と調整中)において、「ラスパイレ指数がおおむね100となるよう、給与体系の見直し等を通じて給与水準の引き下げを図る」を明記。</p> <p>3 保険局「審査支払機関の在り方に関する検討会」において検討 厚生労働省保険局「審査支払機関の在り方に関する検討会」において、①組織の見直し、②競争の促進、③業務の効率化・民間参入の促進を検討(22年4月、公開)し、22年度内(を目途)に検討課題に関する議論を一巡させる。 →改革に着手できる事項は順次実施。</p> <p>4 レセプト電子化の推進 保険者・審査支払機関の協力の下、診療報酬の支払早期化に向けて検討・調整(平成23年度目標)。</p> <p>5 レセプトデータの活用 現在、厚生労働省が収集している電子レセプト(平成21年4月診療分から)のデータベースについて、23年度以降、学術研究等、公益目的の活用が可能となるよう、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」(22年10月~)においてデータ利用及び提供に関する具体的な審査基準、手続、手法を検討中。</p>
	その他			特になし

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
中央労働災害 防止協会	1-①	事務・事業(技術指導・援助、教育研修等)	・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【3人】	・補助金の抜本的な見直し(人件費中心→中小企業対策事業費)(▲0.9億円)
	1-②	事務・事業(労働者の健康保持増進等(委託事業))	・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【4人】	委託事業の廃止(▲13.5億円) ○行政刷新会議で対象となった2事業を廃止 ・労働者の健康づくり対策支援事業 ・あんぜんミュージアムの運営等の安全衛生情報提供・相談等の事業 ○上記2事業を含む以下の事業を廃止 ・派遣労働者に係る安全衛生管理の実施支援事業 ・安全衛生情報センター運営事業 ・労働者の健康の保持増進事業 ・小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業(助成期間は3年であるため、24年度で完全に廃止) ・快適職場形成促進事業 ・過重労働による健康障害防止のための自主的取組事業
	1-③	事務・事業(化学物質の有害性(発がん性等)調査のための試験(委託事業))	・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【4人】	・独立行政法人労働安全衛生総合研究所(独立行政法人医薬基盤研究所及び独立行政法人国立健康・栄養研究所との統合を予定)へ移管(▲9.5億円)
	2	組織・運営体制	・更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)【5人】	○役職員について 常勤役員:▲1名、理事長 次期改選時(23年)公募 常勤役員 次期改選時(23年)民間から積極的に登用 常勤職員:少なくとも▲5名、国家公務員OB職員については管理士等専門職を除き定年後解消 ○補助金・委託費の削減に対応し、総額人件費の適正化を実施。(平成23年度実施予定。) ○これまでの業務実績の評価に加え、外部有識者で構成された評価委員会(仮称)を新たに立ち上げ、事業の効果として、具体的に労働災害がどの程度減少したのか等のアウトカムについて評価を実施。
		その他		特になし

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
建設業労働災害防止協会	1-①	事務・事業(専門家による技術的指導、労働衛生教育の実施等の労働災害防止活動)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業そのものを廃止【2人】 ・事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施【2人】 ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の抜本的な見直し(人件費中心→中小企業対策事業費)とともに、順次縮減の上3年を目途に廃止(▲0.7億円)
	1-②	事務・事業(重層下請構造、墜落災害の防止に着目した労働災害防止対策事業(委託事業))	<ul style="list-style-type: none"> ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【3人】 ・事業そのものを廃止【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に建災防に委託した事業は廃止(▲4.4億円)
	2	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・他独法との統合・移管【3人】 ・更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ○役職員について ・常勤役員: ▲1名、平成22年5月末より1名とし民間から登用 ・常勤職員: ▲8名、国家公務員OB職員については管理士等専門職を除き定年後解消 ○国からの財政支出に頼らない建設業界による自主的な労働災害防止活動を行う団体として自立を目指す
	その他		/	<ul style="list-style-type: none"> ・徹底した経費削減に加え、労働安全衛生マネジメントシステム認定事業の展開等自主事業の見直し(拡大)による自己収入の確保
	1-①	事務・事業(技能検定事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案が妥当【3人】 ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ○技能検定試験の指定試験機関化の推進 厚生労働省において、中央職業能力開発協会の会員となっている業界団体(238団体)に対し、指定試験機関制度について説明の上、指定試験機関への移行の可能性について平成22年9月16日に打診を行ったところであり、10月中にこれらの結果を集約し、今年度中に結論を得る。 ○技能検定職種の統廃合等の推進 厚生労働省において、平成22年9月28日に第7回技能検定職種の統廃合等に関する検討会を開催し、受検者数30人以下の8職種について、都道府県方式以外の方式へと見直すこととして結論が得られたところ。

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
中央職業能力開発協会	1-②	事務・事業(ものづくり立国の推進事業等(委託事業))	<ul style="list-style-type: none"> ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【3人】 ・改革案が妥当【3人】 	<ul style="list-style-type: none"> ○技能評価システム移転促進事業の積極的検討 厚生労働省において、各国における技能評価制度の普及状況、技能者の需要等を把握し、本事業の実施に適切な国及び当該国における事業内容を選定するなど戦略的に実施する。
	2	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)【4人】 ・改革案が妥当【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ガバナンス機能の充実・強化 ・中央協会において、理事等から運営に関する意見を収集するため、理事会等を構成メンバーとする業種別団体会議を拡充する。 ・中央協会と都道府県協会の連携を一層強化するため、業務に関するブロック会議を行うとともに、個々の都道府県協会から協会運営に関する要望を吸い上げる仕組みを整備する。 ○財務諸表の公開 厚生労働省から、都道府県協会を指導する立場にある都道府県知事に対し、都道府県協会の財務諸表のホームページ上での公開について、平成22年6月1日付け職業能力開発局長通知により要請を行った(平成22年9月)。 ○自己収入の増収 自主事業の普及促進による自己収入の増収を図る(平成22年度～)。
	その他			特になし
企業年金連合会	1-①	事務・事業(年金通算事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案が妥当【5人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・未請求者対策について実施計画(工程表)を策定し、重点的に推進。
	1-②	事務・事業(受託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案が妥当【4人】 	<ul style="list-style-type: none"> 企業年金連合会への委託を継続。 ・平成23年度概算要求では、1.9億円を計上。
	2	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案が妥当【3人】 ・更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都年金基金センターは福祉施設としては廃止。建物についても年金運用資産として活用し、その収益を年金積立金に充当する方向で今年度中を目途に検討。
	その他			<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度から役員数を5名から4名へ縮減。 ・平成23年度概算要求では、補助金を廃止。

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
全国健康保険協会	1-①	事務・事業(保険給付(保険者機能))	<ul style="list-style-type: none"> ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【4人】 	<p>1. システム開発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会発足以降も、出産育児一時金の直接払い等の制度改正、レセプトオンライン化への対応等により開発が追加で必要となっている。 ・現行システムは、健保組合向けパッケージシステムを元に開発したものであり、大量データ処理に効率的に対応しきれておらず、更なる効率化に向け、システム全体を見直していく必要がある。このため、業務・システムの刷新について年内に調査をまとめる。 <p>2. 点検業務や体制の見直しを検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金におけるレセプト審査システムの向上の進展とともに、随時、業務や体制を今年度中より見直す。
	1-②	事務・事業(健診等の保健事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【5人】 	<p>保健指導の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導実施率の目標に向け、マンパワーの確保とともに、小規模かつ点在している事業所に対し、ITを更に活用することにより、保健指導の効率化をすすめる。 <ul style="list-style-type: none"> ・民間出身の支部長から、地域の経済界とのパイプを活かして、事業主に対して保健事業の重要性を説明するなどの取組みを進める。また、加入者向けに行っている受診勧奨をさらに進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業の取組みについては、保健指導の在り方などを検討のうえ、今後の方向性を決めることとするが、まずは、健診事業について効率化の観点から受診券の配付方法の見直しを実施。

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
	2	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・他独法との統合・移管【3人】 ・更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)【2人】 	<p>1. 日本年金機構との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構、厚労省との連絡調整会議の場を活用するなどして、保険証発行業務など事業の円滑実施を図る。 <p>2. 職員体制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当協会では、業務部門が現金給付(支出の6%)の事務処理を担うのに対し、企画部門は保険者機能強化の中核であり、ジェネリックの使用促進、医療費分析など医療費(支出の49%)の適正化の業務を担っている。また、総務部門と併せて、自立した保険者としての機能(運営委員会・評議会運営、経理、人事、人材育成等)も担っている。よって全体の人員は極力抑制するとしても、業務量・現行配置を評価した上で企画部門は強化すべきと考えている。(なお、事務経費は、支出の0.6%) ・いずれにせよ、協会けんぽ移行時の削減、1年半の業務実績及び今後の保険者機能強化の方針を踏まえて、業務・システムの在り方の検討とともに職員の全体数・体制を見直し、現行業務分人件費を26年度までに10%以上削減する。
	その他			特になし

評決結果への対応一覧(公益法人)

※「評決結果」については、主なものを抜粋(1名のみの評決については省略)している。

法人	項目	評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
国民健康保険中央会	1-① 事務・事業(レセプト審査体制の向上の推進に関する事業等(補助))	・法人への補助を継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【3人】 ・改革案が妥当【2人】	<p><レセプト審査のあり方について> 【「審査支払機関の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、対応】 ○ 厚生労働省の「審査支払機関の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、対応(審査委員会の体制、査定率格差の縮小、手数料のあり方等) 【地方厚生(支)局との定期的な情報交換を実施】 ○ 審査の質の向上に向け、地方厚生(支)局(保険医療機関等の指導・監査部門)との定期的な情報交換を実施(平成22年度中)</p> <p><システムの効率化及び契約の見直し> 【システムの最適化・効率化の推進】 ○ 新たに採用したシステム担当理事(元・民間企業システム担当役員)による改革の推進(平成22年4月～) ○ システムコンサルタントの増員 ○ システム監査人(元・経済産業省CIO補佐官)の役割の強化 【契約の徹底した適正化】 ○ 競争入札の徹底(システム開発、印刷業務等) ○ 随意契約を極力減らすべく、契約事務効率化指針を策定 ○ 契約審査委員会にシステム監査人等の専門家の意見を反映 【国における制度改正内容の早期確定】 ○ 厚生労働省において制度改正内容を早期に確定し、システム開発等に係る競争入札を行う時間的余裕を確保</p>

法人	項目	評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
			<p><組織のあり方について> 【国保中央会・国保連合会のあり方の検討】 ○ 国保中央会に「国保連合会の将来構想検討会」を設置して検討を行い、その提言に基づき対策を実施 → 審査支払業務の効率化、医療・介護・健診情報等の分析、国保中央会と国保連合会の役割分担のあり方、保険者支援業務の充実・強化、高齢者医療制度改革への支援策、国保保険者の広域化に関する検討、その他</p> <p><査定率の連合会間の格差是正> 【国保連合会間の査定率格差の縮小】 ○ レセプト電子化の推進と国保中央会独自の「2画面審査システム」の全ての国保連合会への導入による審査の効率化、審査データの集積 ○ 審査基準の統一と国保連合会間の査定率格差の縮小 ・ 審査データの分析・検討 ・ 審査事例のデータベースの構築と国保連合会による活用の促進 ・ 国保連合会職員を対象とする研修等の実施 【地方厚生(支)局との定期的な情報交換を実施】(再掲)</p>
	1-② 事務・事業(介護保険制度における介護報酬の審査支払等に関する事業(補助))	・改革案が妥当【4人】	<p><組織のあり方について> 【国保中央会・国保連合会のあり方の検討】(再掲)</p> <p><システムの効率化及び契約の見直し> 【システムの最適化・効率化の推進】(再掲) 【契約の徹底した適正化】(再掲) 【国における制度改正内容の早期確定】(再掲)</p>

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
	1-③	事務・事業(障害者自立支援給付支払等システムに関する事業(補助))	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案が妥当【4人】 ・法人への補助を継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など) 	<p><システムの効率化及び契約の見直し> 【システムの最適化・効率化の推進】(再掲) 【契約の徹底した適正化】(再掲) 【国における制度改革内容の早期確定】(再掲)</p>
	1-④	事務・事業(後期高齢者医療制度の円滑な運営に関する事業(補助))	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案が妥当【5人】 	<p><組織のあり方について> 【国保中央会・国保連合会のあり方の検討】(再掲)</p>
	1-⑤	事務・事業(医療費情報総合管理分析システムに関する事業(補助))	<ul style="list-style-type: none"> ・法人への補助を継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【3人】 ・改革案が妥当【2人】 	<p><システムの効率化及び契約の見直し> 【システムの最適化・効率化の推進】(再掲) 【契約の徹底した適正化】(再掲) 【国における制度改革内容の早期確定】(再掲)</p> <p><組織のあり方について> 【国保中央会・国保連合会のあり方の検討】(再掲)</p>
	2	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案では不十分【3人】 ・改革案が妥当【3人】 	<p><システムの効率化及び契約の見直し> 【システムの最適化・効率化の推進】(再掲) 【契約の徹底した適正化】(再掲) 【国における制度改革内容の早期確定】(再掲)</p> <p><組織のあり方について> 【国保中央会・国保連合会のあり方の検討】(再掲)</p>
	その他			特になし

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
介護労働安定センター	1-①	事務・事業(雇用安定事業(交付金))	<ul style="list-style-type: none"> ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【4人】 ・事業の効率性を高めた上で、交付金を廃止し、自治体へ事業を移管し実施【2人】 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務の集中化による相談援助業務の効果的・効率的実施 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度以降、介護労働安定センターを助成金の支給機関としない。 ・介護事業所の雇用管理改善のための相談・援助を中心に効果的・効率的に業務を実施する。 2. 成果を踏まえた業務運営 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携強化、計画的な事業所訪問の実施、実施状況の検証を通じて、介護事業所の雇用管理改善に今度ともさらなる成果を得るべく取り組みを進める。 3. 情報提供・相談援助機能を強化するためのホームページの充実等 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理改善の好事例集(約700)のリニューアル等に今年度より取り組み、実施状況を検証する。 ・雇用管理実態調査結果、個々の相談援助事例等を踏まえて、随時、政策提言等を行う。
	1-②	事務・事業(能力開発事業(交付金))	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性を高めた上で、他の民間法人へ交付金を交付し実施【4人】 ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・交付金の削減など)【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員基礎研修(500H)からの撤退 ・民間参入体制の整った地域から25年度を目途に順次撤退。
	2	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案では不十分【6人】 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 組織体制の抜本的見直し <ul style="list-style-type: none"> ・23年度に本部職員3名削減 ・25年度を目途とする介護職員基礎研修撤退に伴い、支部職員47名を順次削減するなど、事業実施状況に合わせた組織体制の抜本的見直しを実施。 2. OB縮小の具体的目標設定 <ul style="list-style-type: none"> ・23年度OB数を半数以下に削減、24年度は23年度よりさらに半減。
		その他		

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
日本ボイラ協会	1-①	事務・事業(検査・検定事業(登録事業))	<ul style="list-style-type: none"> ・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直しなど)【2人】 ・改革案が妥当【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員の更なる削減 ・検査事務所の再編(今後3年間で4か所以上)や間接部門の縮小を図る等、徹底的な経費の削減等 ・役員給与を10%削減 ・適正な検査料金の設定について検討
	1-②	事務・事業(講習・相談事業(登録事業))	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性を高めた上で、登録の要件を緩和し、他の民間法人の参入を促進して実施【2人】 ・改革案が妥当【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員の更なる削減(再掲) ・間接部門の縮小を図る等、徹底的な経費の削減(再掲) ・役員給与を10%削減(再掲) ・新たな関連事業を実施
	2	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案では不十分【5人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員の更なる削減(再掲) ・検査事務所の再編(今後3年間で4か所以上)や間接部門の縮小を図る等、徹底的な経費の削減等(再掲) ・役員給与を10%削減(再掲) ・できるだけ早期に検査部門を切り離した上で、研究活動中心の法人とすることとし、その具体策を検討する。 ・積立金については、自家保険から他社保険へ切り替えること等により、大幅に縮減した上で事業運営安定のための基金とし、縮減によって生ずる資産で研究基金を造成し、その運営を外部有識者より成る第三者委員会に委ねる。 ・新たな関連事業を実施(再掲)
	その他			特になし
日本臓器移植ネットワーク	1-①	事務・事業(あっせん業務関係事業(補助))	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案が妥当【5人】 	特になし
	1-②	事務・事業(あっせん事業体制整備事業(補助))	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案が妥当【5人】 	特になし
	1-③	事務・事業(普及啓発事業(補助))	<ul style="list-style-type: none"> ・法人への補助を継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【4人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の配布と併せたアンケート等の実施により、要望や改善点の把握に努めつつ、効果的な啓発普及の実施を行うなど、必要な予算を確保し、広報活動の充実に取り組む。

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
国際厚生事業団	2	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案では不十分【3人】 ・改革案が妥当【3人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・本団体は、公平なあっせん業務を行うため、主な臓器毎の専門家の他に、内科や救急科等他の医療分野や法律等の有識者により理事会を構成する必要がある、理事数は15人が適当と考えている。 ・なお、15人のうち常勤理事は2人とする予定であり、日常業務の意思決定はこれら常勤理事が行うので、機動性の問題はなく、他の理事については非常勤、無報酬である。
	その他			特になし
	1-①	事務・事業(研修・国際会議等事業(補助))	<ul style="list-style-type: none"> ・事業そのものを廃止【4人】 ・事業の効率性を高めた上で、他の民間法人へ補助を行い実施【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合事業については、企画競争の結果事業団でない民間企業が受託(H.22より) ・水道分野の国際協力検討事業のうち、水道分野の国際協力に関する情報提供は厚労省の直接実施に変更(水道分野の国際協力の方針の検討は引き続き企画競争で実施)(H.22より)
	1-②	事務・事業(外国人看護師・介護福祉士受入事業(補助))	<ul style="list-style-type: none"> ・法人への補助を継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【3人】 ・事業の効率性を高めた上で、補助を廃止し、国で直接実施【2名】 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の効率的な実施 外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ施設数の増加に伴い、巡回訪問対象施設数は増加することとなるが、事業の効率的な実施によりできるだけ経費の増加を抑制する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ地域の受入れ施設を集中的に巡回訪問することにより、旅費等を節約する。 ・ 受入れ施設に事前調査票を送付し、あらかじめ記入させることにより、訪問時の確認を効果的かつ効率的に実施する。 2. PDCAサイクルに基づく事業の改善等 PDCAサイクルの確立やアフターサービスの充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 候補者の日本語能力や専門知識・技術等の習得状況を年1回以上定期的に確認し、その後の学習や研修等に反映させるPDCAサイクルを確立する。 ・ 受入れ施設からの御意見・御要望を把握し、適切に対応するシステムを確立する。
2	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案では不十分【5人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤役員は次期改選時から公募、非常勤役員は平成22年度より無給化 ・事業に見合った効率的な事業体制を構築するため、研修事業部を事業部に整理統合し、部長ポストを1減。 	
その他			特になし	

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
医療研修推進財団	1	事務・事業(言語聴覚士の試験事務・登録事務(指定))	・事業の効率性を高めた上で、他の民間法人を指定し実施【3人】	・平成23年3月までに手数料等の見直しをとりまとめ、平成24年2月実施の試験分に反映させる。 ・指定機関を一元化する方向で、関係団体との調整に入り、段階的に実施する(平成23年3月までに、具体的な改革案をとりまとめる。)
	2	組織・運営体制	・改革案では不十分【4人】 ・改革案が妥当【2人】	・平成23年度に、役員2名、部長ポスト4ポスト削減。 ・国家公務員OBについては役職員とも退任・退職後は公募。
	その他			特になし
安全衛生技術試験協会	1-①	事務・事業(労働安全衛生法に基づく18種類の免許試験の実施事務(指定))	・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・交付金の削減など)【5人】	・免許試験手数料(学科)について単年度収支が均衡するよう、平成23年度より7,000円から6,800円に引き下げ、引当預金の見直しによる影響を踏まえた上で、更なる引下げが可能かどうか検討する。 ・今後の試験手数料の決定については、ルールを明確化し、定期的に見直す。
	1-②	事務・事業(労働安全・労働衛生コンサルタント試験の実施事務(指定))	・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・交付金の削減など)【5人】	・労働安全・労働衛生コンサルタント試験について、5年以内に収支が均衡するよう、コストの見直しに努めつつ、受験料を引き上げる。 ・労働安全・労働衛生コンサルタント資格について、適切な周知を行うことにより、受験者数の増につなげる。
	1-③	事務・事業(作業環境測定士試験の実施事務(指定))	・法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・交付金の削減など)【4人】	・作業環境測定士試験について、5年以内に収支が均衡するよう、コストの見直しに努めつつ、受験料を引き上げる。 ・作業環境測定士資格について、適切な周知を行うことにより、受験者数の増につなげる。
	2	組織・運営体制	・改革案では不十分【5人】	・理事長(常勤)、常務理事(常勤)及び監事(非常勤)を民間出身者から選任(平成22年7月実施済み)。 ・国家公務員OBが就任していた常勤理事1名を削減(平成22年7月実施済み)。 ・常勤職員を3名削減(平成23年度)。 ・試験員等の専門職を除き、定年退職者の後は民間出身者を積極的に採用。

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
	その他		/	<ul style="list-style-type: none"> ・保有する事業費調整引当預金等を見直し、全部又は一部の安全衛生技術センターの施設の買取り及び試験実施のための民間施設の借上げ等の受験環境改善のために必要な資金とすることを検討。 ・単年度収支が均衡するまでの間(5年以内)の暫定措置として、労働安全・労働衛生コンサルタント試験及び作業環境測定士試験の安定的な事業運営のための資金とする。 ・予算と決算の乖離があることから、決算額を踏まえ、予算の見直しを行うよう指導済み。見直し後の予算について厳しく精査する。
ヒューマンサイエンス振興財団	1-①	事務・事業(政策創薬総合研究事業(補助))	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性を高めた上で、補助を廃止し、国で直接実施【2人】 	<p><国が直接公募して実施主体を選定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数企業とのマッチング機会の整備と契約等の事務作業を一元的に実施できる事業主体を国が直接公募して選定する。 ・他の研究事業との重複調査を実施、他の機関と連携可能なものについては連携のあり方を検討する。 <p><更なる透明性・公平性の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会規程の見直し(企業在籍者の除外規定及び関与する申請課題の審査時の退席規程の整備、異なる構成の委員会による二段階審査の実施)。 ・マッチング要件の見直し(原則として複数企業のマッチングを応募要件とする)。
	1-②	事務・事業(ヒトゲノムテラームード研究推進事業・再生医療実用化研究事業(補助))	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案が妥当【3人】 ・事業の効率性を高めた上で、補助を廃止し、国で直接実施【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を廃止する。
	1-③	事務・事業(認定TLO事業(補助))	<ul style="list-style-type: none"> ・法人への補助を継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)【3人】 ・事業そのものを廃止【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・公平性の向上のために、非会員への公開できる登録情報内容の見直し、情報開示範囲の拡大を検討・実施する。 ・成果の向上のために、特許登録課題の厳選の枠組みを検討・実施する。
	1-④	事務・事業(研究資源供給事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を廃止し、他の民間法人で実施【2人】 ・改革案が妥当【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)医薬基盤研究所と共同運営しているバンク事業(細胞及び遺伝子)については、医薬基盤研への一元化を図る。 ・その他のバンク事業(日本人B細胞株、ヒト組織及び動物胚)については、業務の継続性に配慮しつつ医薬基盤研に移管方向で調整を行なう。

法人	項目		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
	2	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案では不十分【3人】 ・改革案が妥当【3人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大で12人の人員及び3部門の組織の削減を図る。 ・OB役員については、次期改選時から公募(任期2年)を実施する。 ・事務所移転により賃借料1000万円の削減を図る。
	その他			特になし

評決結果への対応一覧(事務・事業)

※「評決結果」については、主なものを抜粋(1名のみの評決については省略)している。

事務・事業		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
検疫所	検疫衛生業務	<ul style="list-style-type: none"> ・事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減など)【4人】 ・改革案は妥当【2人】 	<p>23名増員要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理部門の合理化に努める一方で、検疫体制の強化・輸入食品の安全性確保のための増員を引き続き計画的に行っていく。 <p>※評決結果は「改革案では不十分」が多かったが、具体的な意見の中では、業務の拡充が必要であり、予算増・人員増も必要な旨求められている。</p>
	輸入食品監視業務	<ul style="list-style-type: none"> ・事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減など)【6人】 	<p>43名増員要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理部門の合理化に努める一方で、検疫体制の強化・輸入食品の安全性確保のための増員を引き続き計画的に行っていく。 <p>※評決結果は、すべて「改革案では不十分」であったが、具体的な意見の中では、業務の拡充が必要であり、予算増・人員増も必要な旨求められている。</p>
	組織・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案では不十分【5人】 	<p>健康危機管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係部局との速やかな情報共有、連携強化を図る。 ・職員の資質向上に努めていく。
	その他		<p>旧長崎検疫所支所の跡地の処分(平成24年度)等により▲8.7億円 検疫所の契約の一括化等により▲3.2億円</p>

事務・事業		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
派遣事業等指導業務		<ul style="list-style-type: none"> ・事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減など)【3人】 ・改革案は妥当【3人】 	<p>(1)「労働者派遣事業雇用管理改善等推進事業」の見直しとして、4つの委託事業の廃止、労働者派遣事業専門相談員を廃止</p> <p>(2)指導監督強化のための需給調整指導官の増員</p> <p>(3)法改正に伴う対応 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正法案が成立した場合の周知・啓発、指導監督体制の強化、体制運営の効率化 <p><組織のスリム化></p> <p>労働者派遣事業専門相談員</p> <p>平成22年度 77人</p> <p>平成23年度 0人(対前年▲77人)</p> <p>※平成23年度に向けては、労政審における議論を踏まえ廃止</p> <p><国からの財政支出></p> <p>平成22年度 2.6億円</p> <p>平成23年度 0.2億円(対前年▲2.4億円)</p> <p>仕分けによる削減 ▲2.4億円</p>
	その他		
労働保険適用・徴収業務	労働保険適用業務	<ul style="list-style-type: none"> ・改革案は妥当【3人】 ・事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減、他機関との連携促進など)【2人】 	<p>○組織のスリム化</p> <p>【削減数】(労働保険適用・徴収業務全体の削減数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度までに常勤職員数▲131人以上 <p>○財政支出の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の外部委託化・非常勤化 ・労働保険加入勧奨業務に関する委託事業について、事業の目的が類似の雇用保険活用援助事業と統合の上、総予算額を縮減 ・事務組合に対する報奨金について、大規模な事務組合に対する交付額の縮減を行う等により、総予算額を縮減 <p>【削減額】(労働保険適用・徴収業務全体の削減額)</p> <p>222.8億円(H22) → 約204.7億円(H25まで)</p> <p>▲18.1億円以上の削減(対H22比)</p> <p>○労働保険上事業廃止となった現存事業主について、サンプル調査を実施</p> <p>○口座振替制度の対象拡大(H26年度までに口座振替納付率を85%へ拡大)</p>

事務・事業		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
	労働保険徴収業務	<ul style="list-style-type: none"> ・事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減、他機関との連携促進など)【4人】 ・改革案は妥当【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織のスリム化 【削減数】(再掲) ・平成25年度までに常勤職員数▲131人以上 ○財政支出の縮減 ・業務の外部委託化・非常勤化 【削減額】(再掲) 222.8億円(H22) → 約204.7億円(H25まで) ▲18.1億円以上の削減(対H22比) ○口座振替制度の対象拡大(H26年度までに口座振替納付率を85%へ拡大) ○電子申請利用促進に向けた取組の推進(対象事業数をH24年度までに10%へ拡大)
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ○業務の集約化 ○広報の重点化・効率化
職業安定行政 関係業務システム		<ul style="list-style-type: none"> ・事業は継続するが、更なる見直しが必要【5人】 (内訳(複数回答可)) 予算の削減【3人】 調達方法の見直し【3人】 その他【3人】など 	<ul style="list-style-type: none"> (1)調達における透明性の確保 ・調達過程の公開化のさらなる実施 ・複数応札への方策を検討し、今後の調達で反映 (2)利用者の利便性の維持・向上 ・利用者ニーズに応じたサービスが提供できるようシステムの利便性の維持・向上を図る。 (3)業務処理の効率化・合理化 ・業務処理の効率化・合理化を推進し、相談業務の充実・強化を図る。 <p><国からの財政支出の削減> 平成22年度 615.7億円 平成23年度 445.1億円(対前年▲170.6億円)</p>
	その他		特になし

事務・事業		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
労災保険業務		・事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減、他機関との連携促進など)【6人】	<p>○財政支出の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労災診療費審査業務の国への集約化 ・診療費相当額の貸付事業の見直し(業務集中化)による事務費の大幅な縮減等 ・診療費の請求におけるレセプトのオンライン化(平成25年度中)に伴う合理化 ・(財)労災保険情報センターの地方事務所の廃止 <p>【削減額】 257.5億円(H22) → 約246.0億円(H23)▲約11.5億円(対H22比) → 約236.5億円(H26)▲約21億円(対H22比)</p> <p>○精神障害等の増加に対応した労災補償の見直し等 ○労災保険財政の不断の検証</p>
	その他		<p>○組織のスリム化</p> <p>【削減数】職員数▲62人、相談員数▲117人</p> <p>○労災保険の窓口業務等の改善、職員の意識・行動の変革</p>
安全衛生指導業務		・事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減、他機関との連携促進など)【6人】	<p>○組織のスリム化</p> <p>【削減数】労災防止指導員制度の廃止▲1,343人</p> <p>○余剰資産などの売却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余剰資産については、鑑定後確定 <p>○財政支出の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労災防止指導員制度の廃止や委託事業の廃止、縮減 <p>【削減額】 170.4億円(H22) → 168.1億円(H23)▲約2.3億円(対H22比)</p> <p>○業務の効率化とこれを踏まえた労働局の組織(安全衛生課)の見直し</p> <p>○メンタルヘルス対策の充実</p> <p>○地域産業保健センターのサービスの一部有償化</p>
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得の奨励による安全衛生指導業務に従事する職員の専門性の向上

事務・事業		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
雇用管理指導 業務		<ul style="list-style-type: none"> ・事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減、他機関との連携促進など)【6人】 	<p>(1)障害者雇用率達成指導の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導対象基準の見直しによる企業への対応強化 ・改正法施行による雇用率達成指導の対象の拡大 ・障害者雇用率達成指導の実効性向上に向けた基準見直しの検討 ・従業員数55人以下企業への普及・啓発の強化 <p>(2)高年齢者雇用確保措置導入指導の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続雇用基準非該当者が多い企業等に対する指導の徹底 ・高年齢者雇用基盤確保専門員の削減 ・事業の廃止等各種経費の削減の実施 ・今後の高齢者雇用政策の在り方に関する検討の開始 <p>(3)指導履歴記録のシステム化</p> <p><組織のスリム化> 相談員 平成22年度 446人 平成23年度 357人(対前年▲89人)</p> <p><国からの財政支出の削減> 平成22年度 14.3億円 平成23年度 11.0億円(対前年▲3.3億円) 仕分けによる削減 ▲3.3億円</p>
	その他		特になし

事務・事業		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
雇用保険業務		<ul style="list-style-type: none"> ・改革案は妥当【3人】 ・事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減、他機関との連携促進など)【2人】 	<ul style="list-style-type: none"> (1)ハローワークのサービス向上・効率化等の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・給付事務の質の向上 ・委託事業の削減 (2)雇用保険の適用拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・適用促進対策 <p><組織のスリム化> 非常勤職員 平成22年度 2,021人 平成23年度 1,921人(対前年▲100人)</p> <p><国からの財政支出の削減> 平成22年度 55.5億円 平成23年度 46.5億円(対前年▲9.0億円) 仕分けによる削減 ▲9.0億円</p>
	その他		特になし
労働基準監督業務		<ul style="list-style-type: none"> ・事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減、他機関との連携促進など)【3人】 ・改革案は妥当【3人】 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織のスリム化 【削減数】過重労働防止対策アドバイザーの廃止▲47人 ○財政支出の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・過重労働による健康障害防止のための助言指導事業を廃止 ・相談センター事業の縮減 ・新規起業事業場の労働条件整備のための助言指導事業の縮減 ・労働条件改善のための委託事業2事業の廃止 【削減額】 6.2億円(H22) → 4.0億円(H23～)▲約2.2億円(対H22比) ○労働基準関係法令の周知・情報提供の徹底 ○業務内容の変化の分析と今後の体制の検討 ○長時間労働の抑制に重点を置いた全国一斉の監督
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・監督対象事業場の新たな把握手法の導入 ・新たな監督指導手法の導入 ・法違反是正のための公表の在り方の検討 ・労働基準監督業務における国民サービスの向上

事務・事業		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
職業紹介事業		・事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減、他機関との連携促進など)【4人】	<p>(1)ハローワークの庁舎外窓口施設(パートバンク、キャリア交流プラザ、人材銀行)の見直し</p> <p>(2)情報サービス産業分野の求人・求職マッチング促進セミナーの廃止、求人開拓事業の効率化</p> <p>(3)基金訓練修了者に対するマンツーマン方式による就職支援を試行的に実施(23年度以降、順次、拡大)</p> <p>(4)求職者に対するセミナーの民間委託の拡大、長期失業者の民間委託事業の推進</p> <p>(5)ハローワークにおける窓口サービスの向上、待ち時間の縮減(混雑緩和)、出口調査の実施</p> <p><組織のスリム化> 相談員 平成22年度 13,684人 平成23年度 11,579人(対前年▲2,105人) ※現行の相談員の種別を6種類程度に統合再編し、人数も見直し</p> <p><国からの財政支出の削減> 平成22年度 1148.1億円 平成23年度 1099.4億円(対前年▲48.7億円) 仕分けによる削減 ▲48.7億円</p>
	その他		特になし
毎月勤労統計調査		・現行方式で実施するが、更なる改善が必要【3人】	・オンライン利用率の目標を定め、調査票配布時における広報の徹底、大規模事業所への本省からの利用勧奨、事業主団体への協力要請等を行うことによりオンライン化を推進(▲0.1億円)
	その他		特になし
介護予防実態調査分析支援事業		・国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる【2人】 ・事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減など)【2人】	・介護予防事業の定着に向けた課題の抽出や事業評価のためのデータ収集・分析を行い、平成24年度から全国の保険者が円滑に新しいプログラムに取り組めるようガイドラインを作成。併せて、平成22年度の執行状況を踏まえた見直しを行い、予算額の削減(▲9千2百万円)を図る
	その他		特になし

事務・事業		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
住居喪失離職者等就職安定資金貸付事業		・事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減など)【3人】	・住宅手当及び総合支援資金貸付の創設等に伴い、利用件数が著しく減少していること等を勘案し、平成22年9月末を以てハローワークにおける新規融資の申請受付を終了し、制度を廃止する。また、不正利用の発生を踏まえ、不正防止対策のより一層の強化を図る。 ＜国からの財政支出＞ 平成22年度 137.3億円 平成23年度 54.5億円(対前年▲82.8億円) 仕分けによる削減 ▲6億円
	その他		特になし
介護保険事業費補助金(介護保険制度運営推進費)	認知症対策等総合支援事業	・国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる【3人】 ・事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減など)【3人】	【認知症対策連携強化事業】 市町村が必要と考える施策を実施できる仕組みを導入。好事例を収集し各自治体に発信。 【認知症対策普及・相談・支援事業】 認知症疾患医療センターにもコールセンターを設置しうることを明確化。 【認知症ケア他職種共同研修・研究事業】 廃止 【若年性認知症対策想像推進事業】 実態把握の事業を新たに追加。総合的な支援を促進。 上記に併せて、平成22年度の執行状況を踏まえた見直しを行い、予算額の削減(▲6.9億円)を図る。
	利用者負担額軽減制度	・事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減など)【4人】	・市町村及び社会福祉法人の事業実施率100%を目標とし、事業の意義の説明を重ね、理解を求めることにより実施率向上を図る。併せて、平成22年度の執行状況を踏まえた見直しを行い、予算額の削減(▲6.4億円)を図る。
	その他		特になし

事務・事業		評決結果	仕分け結果を踏まえた改革案の内容
非正規労働者 対策事業	中小企業雇用安定化奨励金	・事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減など)【4人】	<p>・両奨励金を「均衡待遇・正社員化推進奨励金(仮称)」として整理・統合し、有期契約労働者とパートタイム労働者の雇用管理改善に関する支援を一体的に推進する。</p> <p>①助成メニューの整理・合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2奨励金10メニュー → 1奨励金5メニュー ・奨励金活用促進のための支給要件の見直し 教育訓練制度 延べ30人以上に実施 → 延べ10人以上に実施(中小企業の場合) <p>②支給申請窓口の一本化</p> <p>支給機関:都道府県労働局及び(財)21世紀職業財団 → 都道府県労働局</p>
	短時間労働者均衡待遇推進等助成金	・事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減など)【4人】	
	派遣労働者雇用安定化特別奨励金	・事業は継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し、予算の削減など)【5人】	<p>・労働者派遣法改正により派遣就業できなくなる派遣労働者が直接雇用のパート・アルバイトに転換するだけにならないよう、その状況や奨励金の支給見込みを把握。</p> <p>・この状況や支給見込み等を踏まえ、就業条件の改善につながっていない場合は、無期雇用における支給額及び奨励金対象者の見直しを図る。</p>
	その他		特になし